

環境省の取組について

1. 環境金融に関する調査検討と政策提言

- 2006年7月に「環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて」（環境と金融に関する懇談会）を公表し、環境金融の促進について問題提起（参考資料1）。
- 2009年3月の「環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書」（中央環境審議会環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会）において、機関投資家による環境配慮投資の促進など、環境金融に係る個別課題についても提言（参考資料2）。
- 環境金融の現状と促進策に関する各種調査・検討を行うとともに、環境金融の範囲と類型を整理。

2. 環境金融促進のための助成事業

(1) 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業（H21予算：2.36億円）

- ・ 企業の環境配慮の取組を評価し、その評価結果に応じて温暖化対策融資に係る金利優遇を行う融資制度（環境格付け融資）を行う金融機関に対し、当該融資額の1%を限度として利子補給を行う事業。
- ・ 融資先企業は、5年以内にC02排出原単位を5%以上改善することを誓約。

(2) 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業（H21予算：0.23億円）

- ・ 地方公共団体が温室効果ガス削減のために定める地域推進計画の実施のために必要な事業への低利融資を行う金融機関に対し、1%を上限として環境省が利子補給を行う。

(3) エコアクション21認証取得企業に対する低利融資制度

- ・ 中小企業向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証取得企業又は取得が見込まれる者を対象に、認証を取得するために必要な資金や、認証を取得する上で掲げた環境目標等を達成するための設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫を通じ低利融資を実施（平成20年創設）

(4)平成21年度補正予算による対応

- ・現下の厳しい経済状況を踏まえ、環境投資の掘り起こしを通じ経済活性化と地球温暖化対策を同時に推進するため、平成21年度補正予算により以下の事業に予算措置が講じられている。

①京都議定書目標達成特別支援無利子融資制度（45億円）

3年間でCO2排出原単位6%改善等の深掘り目標を誓約した事業者の温暖化対策設備投資について、環境格付けによる優遇融資を行う金融機関に対し、3%（ただし無利子を限度）を上限とした3年間の緊急無利子融資制度を創設。

②金融機関による環境格付けの為の企業調査に対する補助(2.4億円)

環境格付融資制度の構築費用、及びエコファンドの組成に係る費用等の助成を行うことにより、環境格付融資とエコファンド組成を促進する。